

令和８年度 地域未来交付金事業（デジタル実装型ＴＹＰＥ Ａ） 森町セミセルフ型窓口決済サービス導入業務委託
質問書への回答（令和８年７月１４日時点）

質問項目	質問内容	回答
提出書類（電子データ）の提出媒体について	・プロポーザル実施要項において、電子データの提出媒体として「CD-R」が指定されておりますが、これをセキュリティ対策が施された「オンラインストレージ（クラウド）」経由での提出を代替とすることは可能でしょうか。 【質問の理由（背景）】 物理媒体（CD-R）の提出には、配送時における紛失・盗難や破損といった物理的な情報漏洩・データ損失リスクが伴います。 昨今の「脱 PPAP」およびデジタル化推進の動向を踏まえ、機密保持と確実なデータ受け渡しを両立するため、以下のセキュリティ要件を満たすオンラインストレージでの代替をご提案いたしたく存じます。 ・ アクセス権限およびパスワード保護： 貴町の担当者様のみがアクセスできるよう制限を設けます。 ・ 暗号化通信： データのアップロードおよびダウンロードはすべて暗号化された通信上で行われます。 ・ 操作ログの保持： 「いつ、誰が、どのファイルをダウンロードしたか」のログを完全に記録・追跡可能です。 ・ ウイルスチェック： ファイルのアップロード	セキュリティ対策が施されたオンラインストレージ（クラウド）経由での提出により、CD-R 等の電子媒体の提出に代えることは可能です。 ただし、具体的なセキュリティ対策の内容については、提案事業者側の責任において講じてください。 なお、提案書等の提出受付時刻は、紙媒体と電子媒体の双方が揃った時刻とします。オンラインストレージ経由の場合は、本町側でファイルのダウンロードが可能となった時刻を電子媒体の提出時刻とします。

	時に自動でウイルス検知を行います。	
提案事業者と関連事業者の構成	・ 提案事業者を代表事業者とし、POS レジ、自動釣銭機、決済端末、運用保守事業者、指定納付受託者等を関連事業者として構成する提案は認められますか。	プロポーザル実施要領「5 提案事業者及び実施体制」のとおり、提案事業者を1者とした上で、POS レジ・自動釣銭機・決済端末の取扱事業者、運用保守事業者、指定納付受託者等を、提案事業者と異なる関連事業者として提案することは可能です。
別途契約の明示事項	・ 発注者が関連事業者と別途契約を締結する必要がある場合、提案書又は見積書に契約相手方、契約内容、費用、契約期間を明示すれば要件を満たしますか。	プロポーザル実施要領「5 提案事業者及び実施体制」のとおり、契約の相手方、契約内容、費用及び契約期間を提案書又は見積書において明示することで要件を満たします。

再委託承認の時期	・再委託先の事前承認は、提案書への記載で足りる すか。それとも契約締結後に別途書面申請が必要で すか。	再委託を行う場合は、契約締結後、当該再委託の実 施前に、書面により発注者の承認を得てください。 所定の書式は定めておらず、電子メール等による申 請・承認も書面として取り扱う想定です。
履行管理責任	・受注者は指定納付受託者や運用保守事業者の業務 を含めて本業務全体の履行管理責任を負うとありま すが、各関連事業者の個別責任範囲を提案書で明示 する必要がありますか。	個別責任範囲の明示は必須ではありません。ただし 本業務全体の履行管理責任は受注者が負うため、実 施体制が確認できるよう提案書に記載することが望 ましいです。
設置場所詳細	・設置場所の詳細、カウンター位置、利用者動線、 職員動線、電源位置、通信配線等は、契約後に発注 者と受注者が協議の上、決定する理解でよいです か。	仕様書「5 設置場所及び数量」に記載のとおり、 設置場所の詳細、カウンター位置、利用者動線、職 員動線、電源位置、通信配線等については、発注者 と受注者が協議の上、決定します。原則は契約後の 協議としますが、契約内容に影響する事項があれ ば、プロポーザル実施要領のスケジュールに定める 仕様等詳細協議（契約締結前）の段階で調整しま す。

通信配線	・ POS レジ・ POS システムが接続するインターネット回線、有線 LAN は発注者が準備する理解でよいですか。	仕様書「5(2) 通信配線」に記載のとおり、POS レジ・ POS システムが接続するインターネット回線（有線 LAN）については、発注者が準備します。
納品物	・ 操作マニュアル、管理者向けマニュアル、障害時対応マニュアル、日締め・月締め、取消・返金、管理画面利用手順書を電子媒体で納品する理解でよいですか。	仕様書「7 納品物」の(2)に記載のとおり、操作マニュアル、管理者向けマニュアル、障害時対応マニュアル、日締め・月締め処理手順書、取消・返金処理手順書、管理画面利用手順書を電子媒体で納品してください。その他に運用上必要と思われるものがあれば、提案書において追加でご提案いただくか、仕様等詳細協議において調整することとします。
未規定事項	・ 実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、本町と協議の上、決定する理解でよいですか。	プロポーザル実施要領「8 その他」に記載のとおり、本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、本町（森町）と協議の上、決定するものとします。

構成事業者の誓約書	・共同提案の場合、誓約書は代表提案事業者のみ提出すればよいですか。それとも構成事業者分も必要ですか。	本プロポーザルの提案事業者は1者であり、誓約書は提案事業者分の提出のみで足りります。
誓約書の押印について	誓約書への押印は使用印鑑届の使用印鑑（入札・契約等）の代表者印を押印との認識でよろしいでしょうか。	誓約書には、使用印鑑届に届け出た使用印鑑（入札・契約等に用いる代表者印）を押印してください。
機能要件一覧 兼 機能要件適合状況一覧 No.52について	レシートプリンター用のロール紙 20 巻以上の提供について 初回無償提供品に含まれますでしょうか。 消耗品ご発注時のロットにかかわる記述でしょうか。	機能要件一覧 兼 機能要件適合状況一覧の No.52 は、運用開始にあたり、レシートプリンタ用のロール紙を初回に 20 巻以上提供することを求めるものです。提案上限額の範囲内で提供される限り、無償・有償の別は問いません。 消耗品の発注単位（ロット）を定める趣旨ではありません。